

(広報資料)

令和3年11月26日  
京都市都市計画局  
〔担当 都市企画部都市計画課〕  
〔電話 222-3505〕

## 第75回京都市都市計画審議会の開催について

京都市では、都市計画法に基づき都市計画案の調査審議を行うため、京都市都市計画審議会を設置しています。

この度、第75回京都市都市計画審議会を下記のとおり開催しますので、お知らせします。

### 記

#### 1 日 時

令和3年12月17日(金) 午後2時～

#### 2 開催場所

ホテルルビノ京都堀川 みやこの間  
(京都市上京区東堀川通下長者町下る3-7)

#### 3 付議案件(予定)

- (1) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)生産緑地地区の変更について(京都市決定)
- (2) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の決定について(京都市決定)(膏薬辻子地区地区計画)
- (3) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(京都市決定)(3・6・107号 下海印寺納所線)
- (4) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(京都市決定)(3・3・6号 石見下海印寺線)
- (5) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(京都市決定)(3・3・12号 京都神戸線)
- (6) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(京都市決定)(3・5・14号 御陵山崎線)
- (7) 京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)道路の変更について(京都市決定)(3・4・183号 牛ヶ瀬馬場線)
- (8) 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について(建築基準法第51条ただし書の適用)

## 4 会議の傍聴

### (1) 傍聴定員

10人 ※ 記者席は別途設けます。

### (2) 傍聴手続

傍聴の受付は、当日の午後1時30分から午後1時45分まで会場受付で行い、傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴者を決定します。

### (3) その他

京都市都市計画審議会運営要綱第2条第1項に基づき、審議会が公開すべきでないとする場合は、当日非公開となることがあります。

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、マスクを着用するなど咳エチケット等を心がけていただくとともに、当日の体調に御配慮いただき、咳や発熱などの症状がある方は傍聴を御遠慮いただきますようお願いいたします。

## 5 会場周辺図



京都市営地下鉄烏丸線「丸太町駅」徒歩約15分  
京都市営バス「堀川下長者町」徒歩すぐ

※ 公共交通機関をご利用のうえ、  
お越してください。

(参考：付議案件について)

### 1 生産緑地地区の変更について

市街化区域内における良好な都市環境の形成に資する生産緑地について、位置及び区域並びに面積の変更が生じたため変更するものです。

### 2 膏薬辻子地区地区計画の決定について

都心部にありながらも、今なお歴史的な風情が感じられる路地として、貴重な空間が保たれる当地区において、建築基準法第42条第3項の規定に基づく道路の指定と併せて、地区計画を決定することにより、職住共存の静かで落ち着いた住環境と壁面や軒が連続した趣のある歴史的な町並み景観の維持・継承を図るものです。

### 3 道路の変更について（3・6・107号 下海印寺納所線）

京都市西京区を起点とし、長岡京市を經由して、京都市伏見区に至る幹線街路である3・4・107号石見納所線について、京都市及び隣接する長岡京市において社会

経済情勢の変化等を踏まえて都市計画道路網の見直しを行い、本路線の未整備区間を廃止し、延長等及び名称の変更を行うものです。

#### 4 道路の変更について（3・3・6号 石見下海印寺線）

京都市西京区を起点とし、長岡京市に至る幹線街路である3・3・6号石見下海印寺線について、長岡京市において社会経済情勢の変化等を踏まえて都市計画道路網の見直しを行い、本路線に交差する都市計画道路の未整備区間の廃止により、交差点数の変更が行われ、これに併せて交差点数を変更するとともに、車線の数を新たに定めるものです。

#### 5 道路の変更について（3・3・12号 京都神戸線）

京都市南区を起点とし、向日市、長岡京市及び大山崎町を經由して、大阪府域と接続する幹線街路であるⅠ・Ⅲ・16号京都神戸線について、大山崎町において社会経済情勢の変化等を踏まえて都市計画道路網の見直しを行い、本路線に交差する都市計画道路の未整備区間の廃止により、交差点数及び名称の変更が行われ、これに併せて交差点数及び名称を変更するものです。

#### 6 道路の変更について（3・5・14号 御陵山崎線）

京都市西京区を起点とし、向日市及び長岡京市を經由して、大山崎町に至る幹線街路であるⅡ・Ⅱ・24号御陵山崎線について、大山崎町において社会経済情勢の変化等を踏まえて都市計画道路網の見直しを行い、本路線の未整備区間の廃止により、延長等及び名称の変更が行われ、これに併せて延長等及び名称を変更するとともに、構造形式等を新たに定めるものです。

#### 7 道路の変更について（3・4・183号 牛ヶ瀬馬場線）

京都市西京区を起点とし、向日市を經由して、長岡京市に至る幹線街路である3・4・183号牛ヶ瀬勝竜寺線について、長岡京市において社会経済情勢の変化等を踏まえて都市計画道路網の見直しを行い、本路線の未整備区間の廃止により、延長等及び名称の変更が行われ、これに併せて延長等及び名称を変更するものです。

#### 8 産業廃棄物処理施設の敷地の位置について

平成24年に建築基準法第51条ただし書の規定に基づく許可を受け、「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」に基づき、廃棄物の埋め立て処分により形成された岡田山の撤去を行っている事業者が、敷地を拡大することを計画しています。

前回許可時における敷地の位置を変更することから、建築基準法第51条ただし書に基づく再許可が必要となるため、同規定に基づき本審議会に付議するものです。